

四半期報告書

(第11期第1四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 深田 浩 仁

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	24,258	21,416	94,467
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,533	1,819	△2,590
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△2,810	462	△9,849
純資産額 (百万円)	15,820	12,027	12,702
総資産額 (百万円)	110,086	112,986	129,052
1株当たり純資産額 (円)	10,742.48	6,176.99	4,976.80
1株当たり四半期純利益又 は四半期(当期)純 損失(△) (円)	△1,983.49	295.26	△6,977.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	85.94	—
自己資本比率 (%)	13.8	10.2	7.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,390	4,646	19,107
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,312	△1,338	△12,934
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,310	△14,213	14,732
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	47,387	57,635	68,541
従業員数 (名)	369	426	462

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 第10期第1四半期連結累計(会計)期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当社は、連結子会社で同じくADSLのホールセール事業（ネットワーク事業）を営んでいた株式会社アッカ・ネットワークス（以下、「アッカ」といいます。）を、平成21年6月25日付けで吸収合併いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったアッカは、当社が吸収合併したため、子会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	426(39)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成21年6月30日現在の人員数を、臨時従業員数は当第1四半期連結会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。
また、当社グループ（持分法適用関連会社を含まない。）からグループ外への出向者（756名）は除いております。

（2）提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	426(39)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社からイー・モバイル株式会社及び日本エリクソン株式会社への専任出向者756名を除いております。臨時従業員数は当第1四半期会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
デバイス事業	2,668	△74.2
合計	2,668	△74.2

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
ネットワーク事業	18,369	39.8
デバイス事業	3,046	△72.6
合計	21,416	△11.7

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
KDDI株式会社	6,121	25.2	6,045	28.2
イー・モバイル株式会社	12,442	51.3	4,385	20.5
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	—	—	3,671	17.1

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書提出以降、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社の関係会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、大企業を中心に回復の兆しも見えはじめているものの、雇用の悪化に歯止めがかからないなど先行きは引き続き不透明な状況となっております。また、わが国におけるブロードバンド市場は、固定通信市場においてFTTHを中心にユーザー数が拡大する一方で、モバイル・ブロードバンド市場においては、WiMAXのモニターサービスの開始や3.9世代移动通信システムの導入のための周波数帯の割当がなされるなど、モバイル・ブロードバンドの普及への動きが本格化し、固定通信とモバイル通信の融合が進展しつつあります。

このような状況の下、当社グループにおきましては、ADSL市場の成熟化により契約数が減少傾向にある中、提携ISPとの連携強化や新たな業種との連携による販売チャネルの拡大に努め、解約抑止策の強化による既存顧客の維持を図りました。また、連結子会社で同じADSLホールセール事業を営んでいたアッカを平成21年6月25日付けで吸収合併したことにより名実ともにADSL市場でのシェア拡大を実現し、それに先立ち原価部門の一体的な運営に加え、営業力の強化及び経営の効率化とコスト削減を実施してまいりました。

モバイル事業を営む関連会社のイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」といいます。)においては、モバイル・ブロードバンドの普及が本格化する中、量販店におけるネットブックとデータカードのセット販売を中心に契約数の拡大を図り、中堅・中小企業法人向けの販売チャネルやテレビ通販など新たな販売チャネルの開拓を行いました。また、自網によるサービスエリアの拡大に加え、首都圏を中心とした地下鉄や地下街のエリア化を重点的に進め、利便性を高めることにより顧客満足度の向上に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は、ネットワーク事業においてはアッカの売上高が加わり増加したものの、デバイス事業におけるイー・モバイルへの供給端末の出荷台数が減少したことに加え、単価の低いデータカードが中心となったことから、21,416百万円と前年同四半期と比べ2,843百万円(11.7%)の減少となりました。一方利益面におきましては、営業利益はアッカとの統合効果により4,935百万円と前年同四半期に比べ1,438百万円(41.1%)増加し、経常利益はイー・モバイルの契約数増加による売上高の増加に伴い赤字幅が縮小したため、前年同四半期1,533百万円の赤字から1,819百万円の黒字となりました。また、四半期純利益につきましては、前年同四半期2,810百万円の赤字から462百万円の黒字となり3年ぶりに黒字化いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、モバイル事業を営んでいるイー・モバイルは、平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから売上高及び営業利益は計上されておりません。

①ネットワーク事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	13,142	18,369	5,228	39.8
営業利益	3,031	4,744	1,713	56.5

ネットワーク事業におきましては、景気後退による消費者の節約志向が続く中、FTTHとの料金格差、導入の容易性、サービスエリアの広さなど、ADSLの優位性をいかしたサービスの訴求を行い、提携ISPとの連携による顧客獲得施策の促進及び解約抑止策の強化などに努めました。これにより、グループ全体での平成21年6月末現在におけるADSL契約数は250万契約となっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、ADSL契約数の減少及び低価格サービス利用者の割合の増加に伴いARPUが低下したものの、アッカの売上高が加わったことにより、18,369百万円と前年同四半期より5,228百万円増加いたしました。また、営業利益についても、アッカの営業利益に加え、原価部門の一体的な運営をはじめ、営業・マーケティング部門の統合による営業力の強化及び経営の効率化によりコストを削減したことなどにより、4,744百万円と前年同四半期より1,713百万円増加いたしました。

②デバイス事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	11,495	3,113	△8,382	△72.9
営業利益	480	191	△289	△60.3

デバイス事業におきましては、音声端末及びデータカードの新機種導入が重なった前年同四半期に比べ、当第1四半期連結会計期間においては新機種導入も少なく出荷台数が減少いたしました。また、端末の供給先であるイー・モバイルにおける新規契約が、ネットブックとのセット販売により端末単価の低いデータカードを中心に推移いたしました。これらにより、当第1四半期連結会計期間の売上高は3,113百万円と、前年同四半期に比べ8,382百万円(72.9%)減少いたしました。また、売上高の減少に伴い、営業利益は191百万円と前年同四半期に比べ289百万円(60.3%)減少いたしました。

③モバイル事業

モバイル事業を営むイー・モバイルは、昨年より展開している量販店におけるネットブックとデータカードのセット販売によるモバイルデータのユーザー獲得が引き続き好調に推移するなど、当第1四半期連結会計期間の契約純増数は約26.2万契約となり、契約純増シェアは約26%を確保いたしました。この結果、有料サービス開始後(平成19年6月1日)2年1ヶ月での累計契約数は167万契約となりました。なお、平成21年6月末時点で全国人口カバー率は約90.5%(ローミングエリアを含む人口カバー率は約96%)となっております。

上記の契約数増加による売上高の増加に伴い四半期毎の赤字幅も縮小しており、当第1四半期連結会

計期間における当社の持分法による投資損失は2,578百万円（前年同四半期は4,668百万円の損失）となり、前年同四半期と比べ大幅に改善いたしました。

また、イー・モバイルは平成21年6月10日に3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局開設計画の認定（免許）を受け、同社サービスに使用する周波数帯として、1.7GHz帯で新たに20MHz幅（上り/下り合計）の周波数割り当てを受けております。

（2） 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産、有形固定資産及び無形固定資産はそれぞれ73,767百万円、18,560百万円及び3,191百万円となり、前連結会計年度末に比べそれぞれ12,898百万円、752百万円及び227百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に社債償還等による現金及び預金の減少であり、有形固定資産及び無形固定資産の減少は減価償却によるものであります。また、投資その他の資産は17,409百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,246百万円の減少となりました。これは主にイー・モバイルの持分法による投資損失を関係会社株式へ計上したことによるものであります。これらの結果、資産合計は112,986百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,066百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は73,076百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,108百万円の増加となりました。これは買掛金が1,190百万円減少いたしましたが、短期借入金が4,200百万円増加したこと等によるものであります。固定負債は27,883百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,498百万円の減少となりました。これは主に、既述のとおり社債償還等によるものであります。これらの結果、負債合計は100,959百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,390百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は12,027百万円となり、前連結会計年度末より675百万円減少いたしました。当第1四半期純利益は3年ぶりに黒字を計上いたしましたが、減少の主な要因は剰余金の配当853百万円によるものであります。

（3） キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ10,905百万円減少し、57,635百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ2,255百万円収入が増加し、4,646百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2,410百万円に非資金損益項目である減価償却費1,948百万円及び持分法による投資損失2,578百万円等を加えたほか、仕入債務の減少1,190百万円及び法人税等の支払い1,377百万円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ26百万円支出が増加し、1,338百万円の支出となりました。主な支出要因は、ネットワーク事業における通信設備の購入に伴う有形固定資産の取得1,232百万円及び基幹システム投資に伴う無形固定資産の取得107百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ12,903百万円支出が増加し、14,213百万円の支出となりました。主な要因は、社債償還による支出19,896百万円、配当金の支払いによる支出787百万円、割賦債務返済による支出374百万円、短期借入金の借入と返済による純収入4,200百万円及び社債発行による収入2,941百万円によるものであります。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

よって、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

当社は、従前より、社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は109百万円であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指し、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに對しては当社が大きく貢献したものと自負しておりますが、当社のコア事業であるADSLの市場はFTTHの拡大とともに縮小する傾向にあります。当社グループの持続的発展の実現のためには、既存事業を維持するとともに、モバイル・ブロードバンド等の新たな成長市場における事業の拡大に積極的に取り組んでいくことが必須であると考えております。

一方で、米国の金融危機に端を発した経済恐慌により経営環境は非常に厳しいものがあります。製造業界や小売業に比して通信業界への影響は現時点では限定的であり当社業績も堅調に推移しておりますが、先手を打ち積極的な経営改善に取り組むことが喫緊の重要課題であると認識しております。このために全社的な業務効率向上とコスト削減に向けた施策を推し進めるとともに、成長分野への経営資源の重点的な再配分を実施することが必要と考えております。

このための施策として、現在当社グループは以下の課題に積極的に取り組んでおります。

① ネットワーク事業の収益力向上とシェア増加、事業範囲の拡大

ADSL回線の契約数は市場全体として純減に転じておりますが、昨今の経済情勢を反映し家庭向けの低価格ブロードバンド・インフラには根強い需要があります。当社グループでは引き続きADSL回線の契約獲得を推進するとともに、解約抑止に努め、市場シェアを高めながら、一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。平成21年6月25日付で吸収合併を行ったアッカとの業務統合は順調に進捗しており、今後の収益性向上とシェア増加に寄与することが期待されます。また、ADSL以外のアクセスサービスやMVNO等の成長市場へと事業を拡大しており、ネットワーク事業の更なる発展を実現いたします。

② イー・モバイルとの連携の強化

関連会社のイー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、着実に加入者数を拡大しております。当社はイー・モバイルに対するモバイル端末や基幹ネットワークの調達と提供を手掛けており、モバイル市場の成長と連携してモバイル事業を一層拡大させてまいります。

③ 組織体制の充実

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めるとともに、内部統制システムの整備を推進いたします。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。また、業務効率向上により生じた人員を成長分野であるモバイル事業へ段階的にシフトさせることにより、雇用を維持しつつグループの活性化を実現いたします。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったアッカを当社が吸収合併したことにより、引き継いだ重要な資産は以下のとおりであります。

提出会社

(平成21年6月30日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の 内容					合計	従業員数 (名) (注)3
			機械設備	端末設備	ソフトウェア (注)2	その他 (注)2		
(注)1	ネット ワーク 事業	通信 設備等	3,421	2,454	1,429	157	7,461	54(35)
本社 (東京都 港区)	全社 (共通)	本社設備	—	—	6	64	70	37(-)
合計			3,421	2,454	1,435	221	7,531	91(35)

(注) 1 機械設備は全国の局舎・自社ネットワークセンター内に設置されております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、建物、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計であります。また、「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。

3 従業員数の()は臨時雇用者数を外書きしております。

4 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,448,076	1,446,326	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 5
計	1,448,101	1,446,351	—	—

(注) 1 当社は、平成21年7月3日付取締役会決議に基づき、当社普通株式1,955株を買い取りましたが、平成21年7月31日付で、買い取った自己株式についてはすべて消却しております。

2 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

3 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

4 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

5 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

①当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第44条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日(以下「計算日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在において、テレレート3750ページ(又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。)に表

示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオフアードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オフアードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オフアードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オフアードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオフアードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

②前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第44条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日

に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.5%

（1事業年度ごとの複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

①当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

②当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	605株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,505株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,250株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	87個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	435株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,032個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,160株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	6,590個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,950株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	38,380個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,380株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年6月28日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	29,072株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 103,191.60円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 103,191.60円 資本組入額 51,596.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高	3,000百万円 (注)5

- (注) 1 平成21年5月14日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成21年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。
- 2 但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。
- 3 繰上償還
- ① 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの（但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。）を行うよう最大限努力しなければならない。
- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産（以下「受領可能資産」という。）を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること（この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない）。

- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

② 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

④ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

⑤ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3①の条件に従って、同①(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、同社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

5 当社は、平成21年6月28日付で、本社債を総額20,000百万円繰上償還いたしました。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月25日 (注) 1	29,432	1,447,451	—	18,368	—	7,019
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注) 2	650	1,448,101	8	18,376	8	7,026

(注) 1 アッカを吸収合併したことに伴い、アッカの株主に対し、その所有するアッカの普通株式に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金及び資本準備金は増加していません。

2 新株予約権（ストックオプション）の権利行使

3 当社は、平成21年7月3日付の取締役会決議に基づき、当社普通株式1,955株を買い取りましたが、平成21年7月31日付で買い取った自己株式についてはすべて消却したため、発行済株式数が1,955株減少しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、当第1四半期会計期間において、普通株式・優先株式につき、大株主（本報告書においては、当社の発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に10名をいいます。以下同様です。）の異動はありません。

(注) 1 コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッドから、平成20年10月30日付（報告義務発生日 平成20年10月24日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッド	140,102	9.89
合計	140,102	9.89

2 フィデリティ投信株式会社から、平成20年12月19日付（報告義務発生日 平成20年12月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	145,270	10.25
合計	145,270	10.25

- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成21年6月15日付（報告義務発生日 平成21年6月8日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	47,897	3.38
三菱UFJ投信株式会社	23,301	1.64
カブドットコム証券株式会社	2,696	0.19
三菱UFJアセット・マネジメント (UK)	3,789	0.27
合計	77,683	5.48

- 4 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成21年6月30日付（報告義務発生日 平成21年6月25日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	59,273	4.09
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	462	0.03
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	106,534	7.34
ファンドロジック	43,364	2.99
合計	209,633	14.45

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,448,076	1,448,076	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,448,101	—	—
総株主の議決権	—	1,448,076	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株(議決権49個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、平成21年7月3日付取締役会決議に基づき、当社普通株式1,955株を買い取りましたが、平成21年7月31日付で、買い取った自己株式についてはすべて消却しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	69,800	81,100	81,400
最低(円)	60,500	61,200	70,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号第4号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,135	68,541
売掛金	9,626	10,293
有価証券	1,500	—
商品	323	483
その他	6,199	7,385
貸倒引当金	△16	△36
流動資産合計	73,767	86,666
固定資産		
有形固定資産		
機械設備(純額)	12,091	13,398
その他(純額)	6,469	5,915
有形固定資産合計	※1 18,560	※1 19,313
無形固定資産	3,191	3,418
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 8,912	※2 11,425
その他	8,496	8,230
投資その他の資産合計	17,409	19,655
固定資産合計	39,160	42,386
繰延資産	59	—
資産合計	112,986	129,052
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,874	4,064
短期借入金	※3 13,000	※3 8,800
1年内返済予定の長期借入金	※3 1,333	※3 1,000
1年内償還予定の社債	45,790	44,800
未払金	1,147	1,529
未払費用	4,440	4,766
未払法人税等	1,080	1,446
引当金	141	141
その他	3,270	3,420
流動負債合計	73,076	69,968
固定負債		
社債	15,010	33,000
長期借入金	※3 8,667	※3 9,000
引当金	—	73
その他	4,206	4,309
固定負債合計	27,883	46,382
負債合計	100,959	116,349

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,376	18,368
資本剰余金	9,219	7,019
利益剰余金	△15,818	△15,427
株主資本合計	11,777	9,960
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	△7
繰延ヘッジ損益	△308	△356
評価・換算差額等合計	△290	△363
少数株主持分	540	3,105
純資産合計	12,027	12,702
負債純資産合計	112,986	129,052

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	24,258	21,416
売上原価	17,235	12,335
売上総利益	7,024	9,081
販売費及び一般管理費	※1 3,527	※1 4,146
営業利益	3,497	4,935
営業外収益		
受取利息	24	20
受取配当金	63	—
その他	9	20
営業外収益合計	96	41
営業外費用		
支払利息	443	528
持分法による投資損失	4,668	2,578
その他	14	50
営業外費用合計	5,125	3,156
経常利益又は経常損失(△)	△1,533	1,819
特別利益		
負ののれん発生益	—	467
社債償還益	—	105
その他	—	116
特別利益合計	—	687
特別損失		
固定資産除却損	—	87
投資有価証券評価損	—	10
特別損失合計	—	97
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,533	2,410
法人税、住民税及び事業税	1,341	1,017
法人税等調整額	△53	831
法人税等合計	1,288	1,848
少数株主損益調整前四半期純利益	—	562
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△10	100
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,810	462

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,533	2,410
減価償却費	1,651	1,948
負ののれん発生益	—	△467
社債償還益	—	△105
固定資産除却損	—	87
その他の損益(△は益)	—	3
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△20
受取利息及び受取配当金	△87	△20
支払利息	443	528
持分法による投資損益(△は益)	4,668	2,578
持分法適用会社への未実現利益調整額	△212	△65
売上債権の増減額(△は増加)	5,456	667
たな卸資産の増減額(△は増加)	△196	160
その他の資産の増減額(△は増加)	416	44
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,240	△1,190
未払金の増減額(△は減少)	△56	△89
未払費用の増減額(△は減少)	△544	△613
引当金の増減額(△は減少)	—	△73
その他の負債の増減額(△は減少)	△137	338
小計	6,630	6,118
利息及び配当金の受取額	29	34
利息の支払額	△9	△129
法人税等の支払額	△4,260	△1,377
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,390	4,646
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△25	—
有形固定資産の取得による支出	△976	△1,232
無形固定資産の取得による支出	△311	△107
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,312	△1,338

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△107	△258
割賦債務の返済による支出	△6	△374
短期借入れによる収入	—	13,000
短期借入金の返済による支出	—	△8,800
長期借入金の返済による支出	△470	—
社債の発行による収入	—	2,941
社債の償還による支出	—	△19,896
株式の発行による収入	8	15
配当金の支払額	△735	△787
少数株主への配当金の支払額	—	△54
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,310	△14,213
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△232	△10,905
現金及び現金同等物の期首残高	47,619	68,541
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 47,387	※1 57,635

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスを平成21年6月25日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 なお、株式会社アッカ・ネットワークスについては、平成21年6月24日までの損益を連結しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社
2 会計方針の変更 企業結合に関する会計基準等の適用 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当第1 四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。

【表示方法の変更】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、当第1 四半期連結累計期間より、新たに「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1 四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

<p>当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度末 (平成21年3月31日)</p>
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 42,213百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 42,165百万円</p>
<p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第1四半期連結会計期間末の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成21年6月30日現在の同社帳簿価額228,282百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第1四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 8,912百万円 なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。 なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成21年6月30日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。</p>	<p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は189,980百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成21年3月31日現在の同社帳簿価額215,334百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 11,425百万円 なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。 なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成21年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。</p>
<p>※3 借入枠等の実行状況 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額13,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第1四半期連結会計期間末の借入実行額は13,000百万円であります。 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p>	<p>※3 借入枠等の実行状況 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額13,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末の借入実行額は13,000百万円であります。 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。 また、連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスは、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行5行と総額6,000百万円のコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の同社の借入実行額は1,000百万円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 1,259百万円	販売促進費 1,645百万円
業務委託費 1,063百万円	業務委託費 1,019百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 44,887百万円	現金及び預金勘定 56,135百万円
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 2,500百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 1,500百万円
現金及び現金同等物 47,387百万円	現金及び現金同等物 57,635百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,448,076
第1種優先株式(株)	25
合計	1,448,101

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年5月14日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	37百万円	1,498,438円	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	868百万円	600円	平成21年6月30日	平成21年9月10日
平成21年8月7日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	42百万円	1,693,438円	平成21年6月30日	平成21年9月10日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	18,368	7,019	△15,427	9,960
当第1四半期連結会計期間末までの変動額				
新株の発行	8	8		16
合併による増加		2,193		2,193
剰余金の配当			△853	△853
四半期純利益			462	462
当第1四半期連結会計期間末までの変動額合計	8	2,200	△391	1,817
当第1四半期連結会計期間末残高	18,376	9,219	△15,818	11,777

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13,142	11,117	—	24,258	—	24,258
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	378	—	378	(378)	—
計	13,142	11,495	—	24,637	(378)	24,258
営業利益	3,031	480	—	3,510	(14)	3,497

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

平成19年5月31日にモバイル事業を営むイー・モバイル株式会社が連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の売上高及び営業損益は計上されておられません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	18,369	3,046	—	21,416	—	21,416
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	67	—	67	(67)	—
計	18,369	3,113	—	21,482	(67)	21,416
営業利益	4,744	191	—	4,935	—	4,935

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

3 モバイル事業を営むイー・モバイル株式会社は平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、売上高及び営業損益は計上されておられません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(共通支配下の取引等)

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社アッカ・ネットワークス 電気通信事業

(2) 企業結合日

平成21年6月25日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

イー・アクセス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

両社の完全な経営統合を早期に実現し、営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現することを目的としております。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3 結合当事企業の取得原価及びその内訳

合併直前に保有していた株式会社アッカ・ネットワークスの 企業結合日における連結財務諸表上の帳簿価額	21,354百万円
企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	2,193百万円
取得原価	23,547百万円

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び交換比率

株式会社アッカ・ネットワークスの普通株式1株

: イー・アクセス株式会社の普通株式1.54株

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は日興コーディアル証券株式会社を、株式会社アッカ・ネットワークスは株式会社ラザードフレールをそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、算定しました。

(3) 交付した株式数及びその評価額

交付した株式数 29,432株

交付した株式の評価額 2,193百万円

5 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

467百万円

(2) 発生原因

合併に伴い交付した当社株式の時価と減少する少数株主持分の差額を負ののれん発生益として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
6,176円99銭	4,976円80銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	12,027百万円	12,702百万円
普通株式に係る純資産額	8,945百万円	7,057百万円
差額の主要な内訳		
少数株主持分	540百万円	3,105百万円
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円
優先株式の配当額	42百万円	37百万円
普通株式の発行済株式数	1,448,076株	1,417,994株
普通株式の自己株式数	—株	—株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	1,448,076株	1,417,994株

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△) △1,983円49銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益については、1株当たり四半期純 損失であるため記載して おりません。	1株当たり四半期純利益 295円26銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 85円94銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失(△)	△2,810百万円	462百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式の配当額	一百万円	42百万円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損 失(△)	△2,810百万円	419百万円
普通株式の期中平均株式数	1,416,745株	1,420,314株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 の算定に用いられた四半期純利益調整額の主 要な内訳	—	持分法適用関連会社イー・ モバイル株式会社の発行す る潜在株式(A種優先株 式)の普通株式への転換に よる持分変動に伴う持分法 による投資損失の増加 △278百万円
四半期純利益調整額	—	△278百万円
普通株式増加数	—	223,224株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれ なかった潜在株式について前連結会計年度末 から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

前第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1. 株式取得による子会社化

当社は、平成20年7月31日開催の取締役会において、株式会社アッカ・ネットワークスとの業務・資本提携の合意及び同社が行う第三者割当増資の引受け並びに同社の子会社化を決議いたしました。また、当該決議に基づき、同日付で同社との出資契約及び業務提携契約を締結いたしました。

(1) 株式取得による子会社化の目的

当社と株式会社アッカ・ネットワークスは、将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意し、統合により事業規模を拡大することで、業務効率化による利益の最大化、競争力の維持・強化の実現、財務基盤の強化を図り、また将来ビジョンとして新たなビジネスモデルの実現、ビジネスフィールドの拡大検討を行ってまいります。

(2) 対象会社の概要

①商号

株式会社アッカ・ネットワークス

②代表者

代表取締役社長 須山 勇

③本店所在地

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

④主な事業内容

電気通信事業

⑤規模 (平成19年12月期連結)

1) 資本金	129億86百万円
2) 純資産	180億58百万円
3) 総資産	291億37百万円
4) 売上高	350億79百万円
5) 当期純利益	14億75百万円

(3) 株式取得の内容

①株式取得方法

第三者割当増資の引受け

②株式取得日

平成20年8月15日(予定)

③取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

1) 異動前の所有株式数	16,785株 (所有割合 15.04%)
(議決権の数 16,785個)	
2) 取得株式数	61,790株 (取得価格 7,414百万円)
(議決権の数 61,790個)	
3) 異動後の所有株式数	78,575株 (所有割合 45.32%)
(議決権の数 78,575個)	

④取得価額

総額 7,414百万円

⑤支払資金の調達方法

全額自己資金

当第1四半期連結会計期間
 (自 平成21年4月1日
 至 平成21年6月30日)

1. 借入契約の締結

(1) その旨及び用途

当社は、モバイルネットワーク関連設備を購入するため、平成21年7月31日付で、BNPパリバロンドン支店をエージェントとし、BNPパリバ東京支店を貸付人とするローン契約を締結しております。

(2) 借入先の名称

BNPパリバ東京支店

(3) 借入金額、借入条件(利率、返済条件等)

借入金額 総額約245億円

借入利率 年1.76%

元本返済方法 半年毎の17回分割返済

(4) 借入の実施時期、返済期限

借入申込期間 平成21年9月30日(予定)～平成23年3月31日まで

借入期間 平成21年9月30日(予定)～最終借入実行日から8.5年後までの期間

最終返済期限 平成31年6月30日

2 【その他】

平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成21年8月7日開催の取締役会において、平成21年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	前事業年度		当第1四半期 会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	815百万円	37百万円	868百万円	42百万円
1株当たりの金額	575円	1,498,438円	600円	1,693,438円
支払請求権の効力発生日及び 支払開始日	平成21年6月25日	平成21年6月25日	平成21年9月10日	平成21年9月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月31日開催の取締役会において、株式会社アッカ・ネットワークスとの業務・資本提携の合意及び同社の行う第三者割当増資の引受け並びに同社の子会社化を決議し、同日付で同社との出資契約及び業務提携契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月31日付で、BNPパリバロンドン支店をエージェントとし、BNPパリバ東京支店を貸付人とするローン契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深 田 浩 仁
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 小 林 英 夫
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 深田浩仁及び代表取締役副社長 小林英夫は、当社の第11期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。